

茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）について

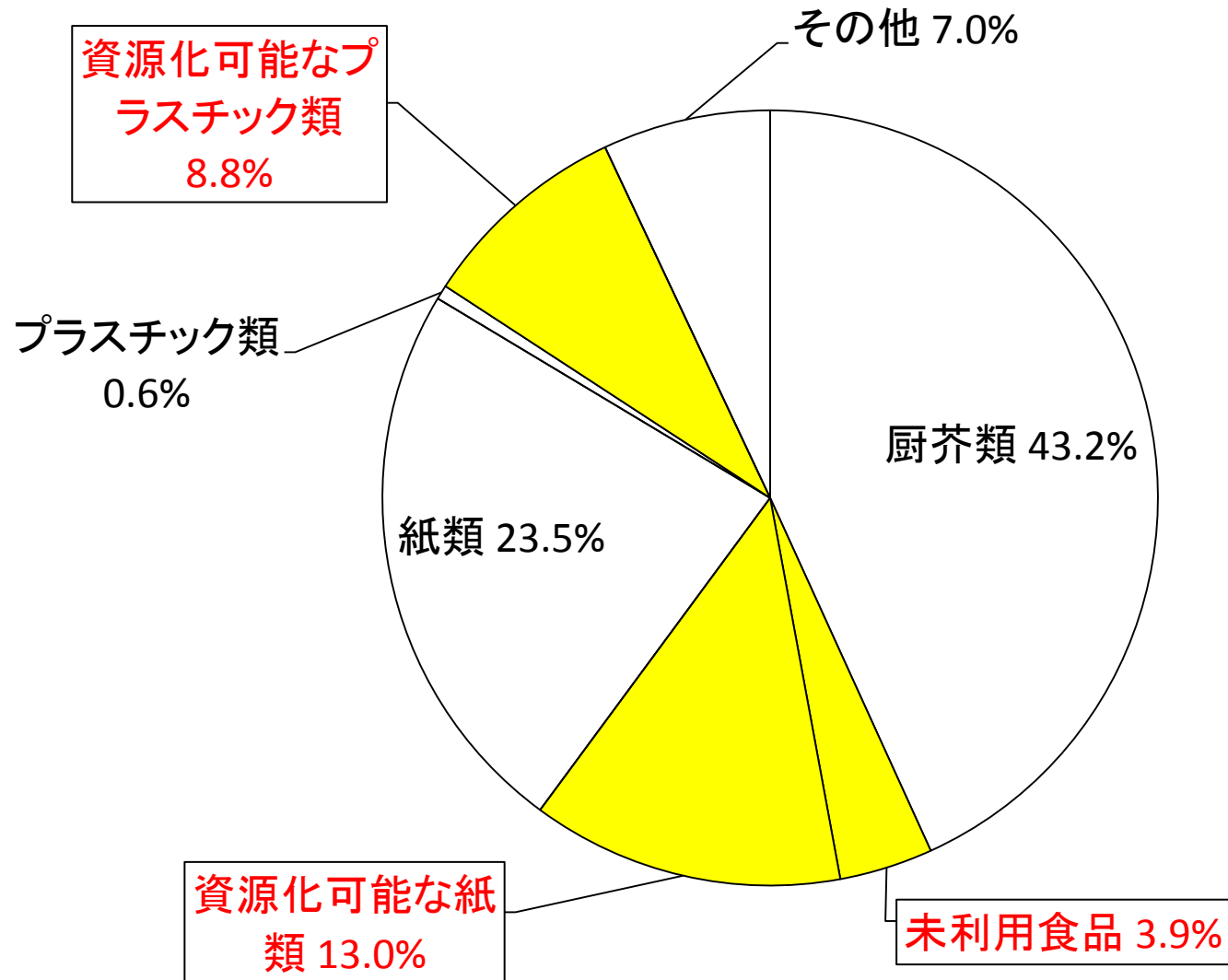
-市民の皆様へ-

茅ヶ崎市
資源循環課・環境事業センター

1 ごみ処理の現状

- ごみ排出量は減少傾向にあるものの、**分別が十分に徹底されていない**
(家庭系の約25%、事業系の約35%は不適正に排出された資源物等)
- 市民・事業者の協力により、ごみは**まだまだ減らすことが可能**

家庭系燃やせるごみの内訳・分別状況



2 ごみ処理の課題

(1) ごみ処理施設(灰の処理、施設整備)

① 最終処分場の使用期限到来後の灰の処理

- 使用期限は令和15(2033)年度まで
- 以降は多額の経費を投じ全量を市外で処理

→発生する灰の量を減らし
処理経費を削減するため、
ごみの減量が必要



② 老朽化に伴う施設整備(3施設)

- 令和15(2033)年度までの期間において、多額の経費を投じ老朽化に対応するための整備を実施

→施設の負荷軽減や施設規模の縮小を図り、施設整備に要する経費を抑制するため、**ごみの減量**が必要



(2)ごみ処理経費(経費の削減、財源の確保)

- ごみ処理に要する経費は毎年度30億円以上
- 今後は、灰の処理や施設整備に掛かる経費が増大
- 厳しい財政状況(市税収入は横ばい、福祉や子育てに関する経費は右肩上がり)

→安定的にごみ処理を継続するためには、**ごみの減量**により処理経費の削減を図るとともに、灰の処理や施設整備等に必要となる財源を確保することが必要

3 ごみ減量に向けた施策

(1) 啓発の強化

- 市民・事業者が一体となり積極的にごみ減量に取り組んでいただけるよう、啓発を強化
- 若年層や自治会未加入者、個人事業主や中小企業等を含む全ての市民・事業者を対象にきめ細やかな情報を発信
- ごみ減量に向けた意識の変革を促進

(2) 新たな分別・資源化の実施

- これまでごみとして処理していた品目を資源物として扱うことでごみの減量が図られるよう、剪定枝の資源化を実施

(3) ごみ有料化の実施

- 全国でも多く導入され、ごみ排出量の大幅な削減につながるごみ有料化を実施
- 併用施策として、ごみ処理手数料の改定を実施

4 本市におけるごみ有料化の実施内容

(1) 実施時期

- 制度の準備期間や市民・事業者への周知期間を十分に確保した上で、令和4年(2022)4月から実施

(2) 実施理由

- 本市の現状や課題を踏まえ、ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくためには、これまで以上の大幅なごみ減量と財源の確保が必要
- 経済的インセンティブを活用したごみの効果的な排出抑制方策であり、全国の市町村でも実績が挙げられているごみ有料化を実施

(3) 対象品目

区分	品目
有料化の対象	- 燃やせるごみ - 燃やせないごみ
対象外(無料)	- 燃やせるごみのうちの一部(ボランティア清掃ごみ、紙おむつ(尿とりパッド)、腹膜透析により生じる廃棄物、ストーマ装具、草・葉) - 燃やせないごみのうちの一部(蛍光灯、乾電池、水銀式体温計) - 資源物

(4) 手数料

- 本市では、家庭系ごみ排出量を25.0%削減することを目標
- 全国の調査結果によると、25.0%の減量効果を得るためには大袋(40L相当)1枚の単価を80円以上に設定することが効果的
- 県内各市では「1L当たり2.0円」を設定

→本市においても「1L当たり2.0円」を設定

(5) 指定ごみ袋の種類・販売方法

① 種類

- ・ 家庭系は「可燃・不燃兼用」とし、「5L、10L、20L、40L」の4サイズ

② 販売方法

- ・ 市民・事業者が日常的に購入できるように、市内や市外（市境近辺）の指定販売店（スーパー、コンビニエンスストア等）において10枚1セットで販売

(6) 手数料収入の見込み・使途

有料袋の作製・流通経費を差し引いた上で、残額は基金に積み立て、**灰の処理経費や施設整備費に充当**

人口 (H29.10)	手数料収入 (有料袋売上額) (A)	有料袋作製・ 流通等経費 (B)	収支 (A)－(B)	市民1人当たり 負担額(年額) (A)÷人口
240,046人	3.5億円	△1.2億円	2.3億円	1,471円

※県内4市の実績値を参考に人口比率に基づき試算

※有料袋作製・流通等経費：作製、保管配送、受注、手数料の収納に関する経費のほか、市から販売店に支払う販売手数料を含む

		R4(2022)～15(2033)		R16(2034)以降
		12カ年の合計	(毎年度の平均)	毎年度
歳出	灰の処理経費	△23.0億円	(△2.95億円)	△2.9億円
	施設整備費	△12.4億円		—
歳入	手数料収入	27.6億円	(2.3億円)	2.3億円
差し引き(不足額)		△7.8億円	(△6,500万円)	△6,000万円

(7) 減免措置

社会的配慮が必要な世帯に対しては、負担軽減措置として手数料を減免

減免対象	減免内容
- 生活保護受給世帯 - 児童扶養手当受給世帯 - 特別児童扶養手当受給世帯 - ひとり親家庭等医療費助成受給世帯	1世帯あたり年間上限130枚※ (20L)を交付

※52週/年のうち、燃やせるごみは2回/週、燃やせないごみは0.5回/週(2回/月)

5 併用施策

(1) ごみ処理手数料の改定

更なるごみの減量を推進するとともに、受益者負担の適正化を図る目的から、ごみ処理手数料や大型ごみ等処理手数料を令和4(2022)年4月に改定

① 直接搬入ごみ処理手数料

処理経費	発生量	処理原価
19億785万円	58,612t	32.55円/kg

・ 事業系手数料の改定

	現行	改定後	差額
手数料金額	24円/kg	28円/kg	4円/kg
受益者負担率	73.7%	86.0%	12.3ポイント

・ 家庭系手数料の改定

	現行	改定後	差額
手数料金額	12円/kg	14円/kg	2円/kg
受益者負担率	36.9%	43.0%	6.1ポイント

② 大型ごみ等処理手数料

処理経費	発生量	処理原価	処理原価 (証紙換算)
8,192万円	699t	117.20円/kg	1,644円/枚

※大型ごみ等を捨てる際の1個あたりの平均重量は14.03kg

- 大型ごみ、特定大型ごみ、特定粗大ごみの
処理手数料(証紙販売代金)の改定

	現行	改定後	差額
手数料金額	500円/枚	700円/枚	200円/枚
受益者負担率	30.4%	42.6%	12.2ポイント

(2) 戸別収集の検討

① 調査の実施

戸別収集を実施する場合に必要な車両台数や職員数、収集経費を算定するにあたり、市内の道路状況や収集対象となる家屋について調査

車両区分	ステーション収集	戸別収集	増車台数
パッカー車	36台	55台	19台
軽トラック(狭隘道路)	0台	6台	6台

② 戸別収集経費の算定

- 戸別収集を実施するにあたり新たに必要となる経費は**4.1億円**
- ごみ有料化によって得られる収入(2.3億円)を大幅に上回る結果
- 灰の処理(2.9億円)に必要な財源を確保しなければ、将来にわたり安定的なごみ処理の継続は不可

→灰の処理に必要な経費は、ごみ有料化で得られる収入を財源としていることから、**灰の処理と併せて戸別収集を実施することは困難**

③ 戸別収集に対する市民ニーズ

- アンケート結果によると、戸別収集については、「実施すべき」、「実施すべきでない」と回答している割合がそれぞれ全体の42%

→本市のごみ処理における課題を踏まえ、**戸別収集の実施を望まないといった市民の意見が半数程度存在**

④ 検証結果

- 本市において戸別収集を実施するには多額の経費が必要
- 経費を賄うための財源を確保することができないことや、戸別収集の実施を望まないといった市民の意見も一定程度存在

→戸別収集については現段階では導入を見送ることとし、引き続き検討

⑤ 代替施策の実施

- アンケート結果を分析すると「高齢者や障害者等、対象や条件を限定して実施する」といった意見も存在

→戸別収集の代替施策として、高齢者等を対象に、**安心まごころ収集の拡大や集積場所の設置基準の見直しを実施**

6 ごみ減量に向けた施策の実施にあたっての留意事項

(1) 不法投棄等の対策

- 集積場所以外への不法投棄や指定ごみ袋を用いない不適正排出が懸念

→パトロールや啓発の強化等、必要な対策を実施

(2) 周知と情報公開

- 様々な媒体や機会を活用し、ごみ有料化をはじめとする施策を周知
- ごみ排出量や手数料収入の推移等の情報について定期的に公表

ご清聴ありがとうございました

茅ヶ崎市 資源循環課・環境事業センター